

## 第24回議会基本条例策定特別委員会の概要

開催日時 平成25年8月27日(火) 午前10時から  
開催場所 908会議室  
出席委員 委員長：佐久間行夫 副委員長：村山国子  
委員：羽田房男 後藤善次 梅津政則 大平洋人 白川敏明 萩原太郎  
半沢正典 西方正雄 黒沢 仁 尾形 武 真田広志 宍戸一照  
齋藤朝興 須貝昌弘  
欠席委員 委員：山岸 清

## 議 題

1. 議会基本条例の内容検討について
2. その他  
次回開催日について

第25回：平成25年 9月26日(木) 午前10時から 908会議室

## 協議内容

1. 前回の検討事項の確認について

○会派持ち帰りとした検討事項について、各会派の協議結果について、説明・質疑の後、議会基本条例における条文案の取り扱いについて確認。

## 【第23回特別委員会の検討事項と協議の結果】

- (1) 通年議会の導入について

- 取り扱い：条文案及び逐条解説を原案どおり承認
- 確認された条文案及び逐条解説案

(議会の会期)

第9条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条の2の規定により会期を通年とする。

- 2 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に条例で定める。

## 【趣旨】

□本条は、議会の会期について定めたものです。

## 【解説】

□第1項は、議会は、法第102条の2の規定により会期を通年と定めたものです。

通年の会期とは、定例会や臨時会の区分を設けず、毎年、通年とするための条例で定める日から翌年の当該日の前日までの(1年間)を会期とするものです。

□第2項は、会期を通年とするための必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(2) 「議会基本条例（素案）」の市民報告会（案）について

■ 取り扱い：原案どおり了承

■ 了承された「議会基本条例（素案）」の市民報告会（案）検討事項

①開催日について

平成25年11月10日（日）午前10時から 1時間30分程度

②開催場所について

福島市役所東棟7階研修室

③市民報告会の役割分担について

○司会担当 副委員長

○条例素案説明担当 委員長

○質問回答担当 全委員

（前文、総則、章の枠を超えた質問の回答は委員長が担当）

質問回答担当会派一覧別紙1のとおり

○報道関係取材担当 正副委員長

④市民報告会質疑応答方法について

⑤市民報告会次第（案）

⑥「福島市議会基本条例（素案）」の市民報告会実施要項

(3) 議会基本条例施行に係る検討事項（検討組織案が議会運営委員会以外のもの）について

■ 取り扱い：検討事項1、福島市議会災害対応に関することについては修正案にて、また、それ以外については、原案どおり了承

□ 原案どおり承認されたもの

○ 代表者会で検討するもの

5、会派及び各会派代表者会に関すること

○ 政務活動費検討会で検討するもの

6、政務活動費に関すること

○ 議会改革検討会で検討するもの

9、議会報告会に関すること

12、広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置

13、市民との意見交換に関すること

14、パブリック・コメントに関すること

24、政策討論会に関すること

25、議会改革を継続的に取り組む組織に関すること

27、基本条例の見直し手続に関すること

○（仮称）政治倫理条例策定特別委員会で検討するもの

26、議員の政治倫理に関すること

□ 修正案により承認されたもの

○ 検討事項1、福島市議会災害対応に関することについては、検討組織を「福島市議会基本条例策定特別委員会（小委員会）」とする。

■ 取り扱い：検討事項26、議員の政治倫理に関することについて、「（仮称）政治倫理条例策定特別委員会の設置時期が平成26年3月議会とすること」については、会派持ち帰り検討事項とする。

## 2. 今回の検討事項等について

- 検討事項に関して、福島市議会の現状を踏まえ、委員間で意見交換。
- 会派持ち帰り検討事項については、次回の委員会で意見集約を行うことについて確認。  
(今回の検討事項)
  - 「議会基本条例素案(逐条解説)」修正(案)について
  - 特別委員会スケジュールについて

### (1) 「議会基本条例素案(逐条解説)」修正(案)について

- 取り扱い：会派持ち帰り確認し、次回の委員会で検討する。

### (2) 特別委員会スケジュールについて

- 取り扱い：原案どおり了承

日程の追加

第27回：平成25年11月 8日(金) 午前10時から 908会議室  
協議内容 1、市民報告会の実施方法について③

### (3) 議会基本条例策定特別委員会(小委員会)について

- 取り扱い：小委員会委員長は議会基本条例策定特別委員会委員長が兼ねるものとし、各会派から1名の委員で構成し、委員定数を7名とすることで了承。  
9月20日(金)まで各会派から小委員会委員を報告することで確認